

1. 色彩景観ガイドラインとは・・・

宇都宮市は、景観法に基づいた「宇都宮市景観計画」(H20年1月)を策定しました。

それを踏まえ、色彩景観に関するルールを示し、地域の個性を生かした美しく調和のとれた色彩景観の形成を進めていくための具体的な事項をまとめた「宇都宮市色彩景観ガイドライン」を策定しました。

対象地区は・・・

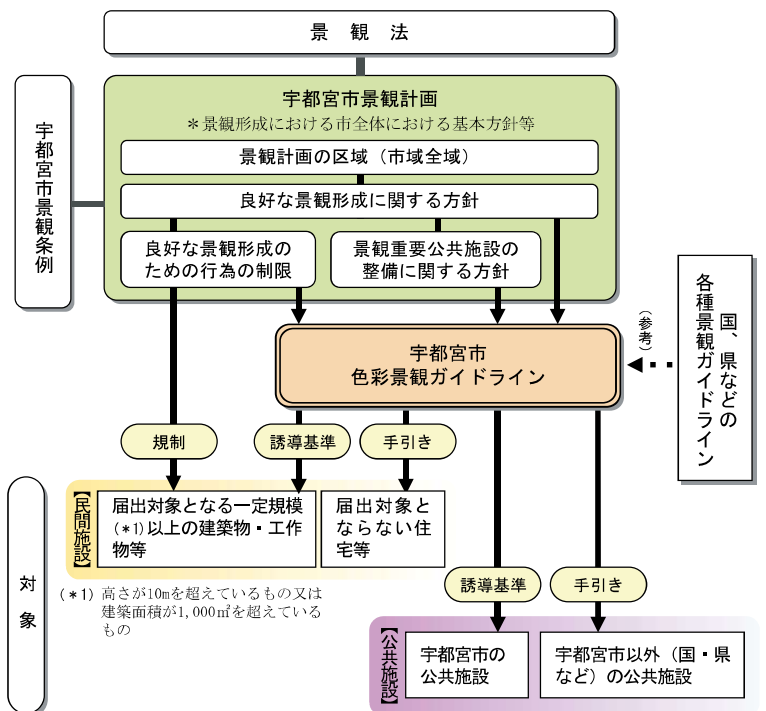
宇都宮市全域を対象とします。

対象施設は・・・

原則、全ての建築物及び工作物などを対象とします。

活用にあたっては・・・

- ①望ましい色彩の範囲を示し、設計者や事業者のための届出物件の色彩誘導基準として活用します。
- ②色彩の基礎的な事柄を示し、市民のみなさんが利用する色彩の手引きとして活用します。
- ③公共施設の色彩を決定する際の参考となるよう、市の色彩計画の手引きとして活用します。



II. 色の表現とは・・・

本ガイドラインでは、色を表現する際に、多くの方が共有できる客観的な尺度として、日本産業規格(JIS)の標準色としても利用されている「マンセル表色系」を用います。

マンセル表色系は、1つの色を「色相」、「明度」、「彩度」といった3つの属性で表すもので、これにより、「濃い赤」や「薄い赤」といった色名よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

色相(しきそう)

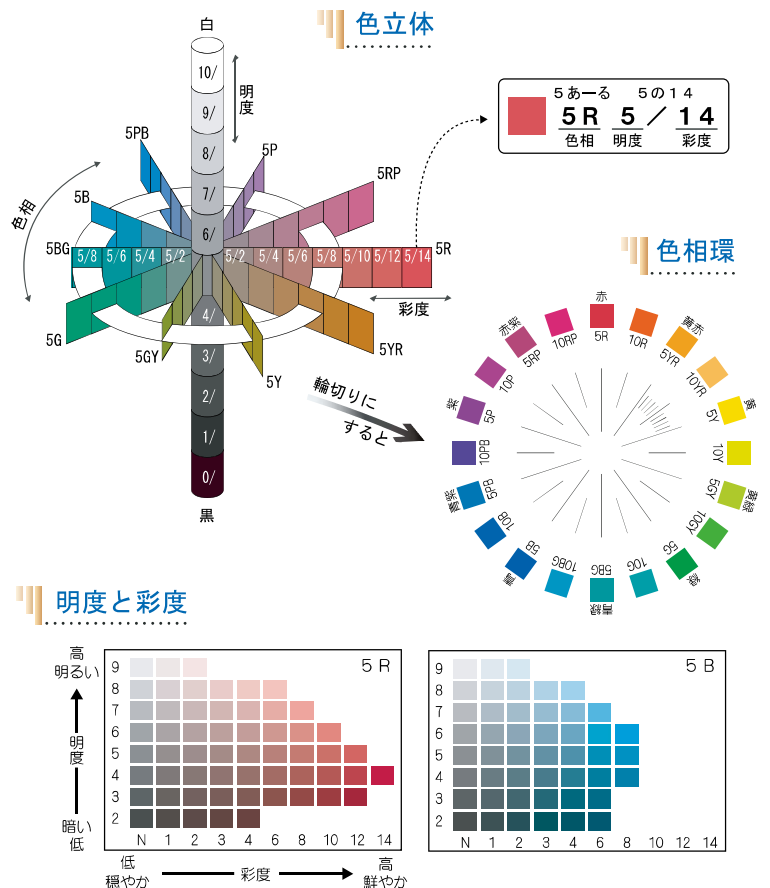
「色合い」を10の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベットと数字で表します。

明度(めいど)

「明るさの度合い」を0から10の数字で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度(さいど)

「鮮やかさの度合い」を数字で表します。鮮やかな色彩ほど数値は大きくなるが、その最大値は色相によって異なります。



まちのなかで美しく、心地よく感じる色彩は個々の美意識や感受性によって左右されやすいものです。色彩に気を付けることによって、多く市民のみなさんに受け入れられる色彩誘導を行っていきます。

色の秩序と機能

目立たせる色

- 注意喚起
- 一時的

例えば ● ● ● ● ●
○交通標識
○案内表示
○まつり・イベント

- 小面積
- アクセント
- 近景

例えば ● ● ● ● ●
○モニュメント
○ストリートファニチャー
○建築物（アクセント）
○建築物（低層部）

控えめにする色

- 不変
- 長期的
- 遠景
- 大面積

例えば ● ● ● ● ●
○デッキ・橋梁・高架構造物
○建築物（中高層部）
○建築物（屋根）

景観を構成する要素が「目立たせるもの」か「控えめにするもの」かを考え、景観における色彩の秩序を考えることが必要になります。

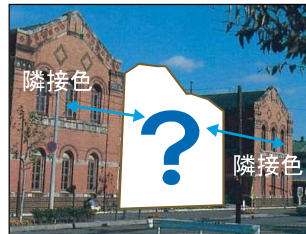
また、秩序を守る中で、情報や伝達などの機能を備えるものについては、その機能を妨げないように配慮していくことが必要です。

例えば・・・

目立たせるもの：交通標識のような機能性のあるもの

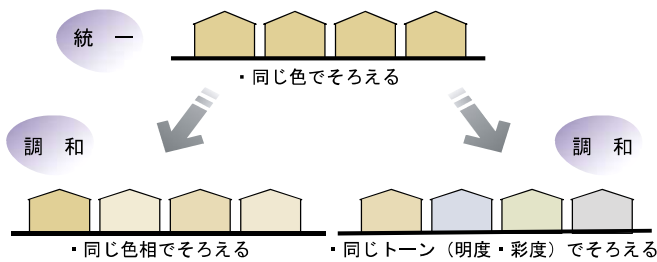
控えめにするもの：遠くから目に付きやすい建築物や屋根など

色の対比（二つの色の関係）



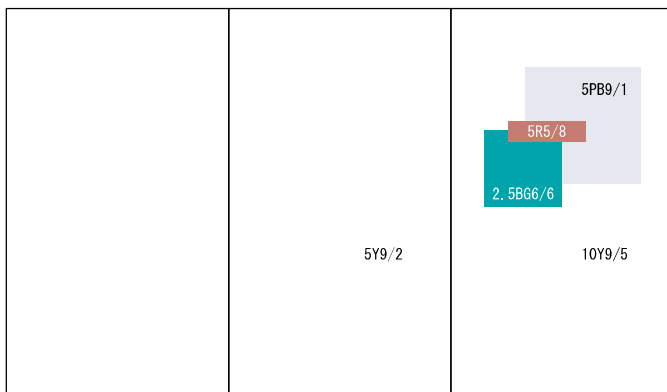
自然の風景や街並みの色となる「背景色」や隣の対象物（建築物、広告物等）の色となる「隣接色」との色の対比関係について考えていくことにより、自然の中や街並みにおける建築物や工作物の色を考える手がかりとなります。

色の調和



同一色で統一された街並みは整然としていますが、単調なイメージを与えます。地域や地区の色彩特性との調和に配慮しつつ、ある程度自由に色を選択できるような幅を持たせることにより、全体としての街並みの連続性や秩序が保たれた中で、適度な変化をもたせることが可能になります。

色の配色



建築物や工作物などは幾つかの部位で構成されています。それらの各部位がばらばらな色彩であると、まとまりのないものとなってしまいます。一方で、大きな面積を有する建築物や工作物を